

静岡県告示第186号

医療提供体制設備整備事業費補助金交付要綱（平成19年静岡県告示第158号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制設備整備事業」とは、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知）に定める医療設備の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>救命救急センター設備整備事業</u> <u>救急医療対策事業実施要綱</u>に基づき、<u>救命救急センター</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。</p> <p>ウ <u>高度救命救急センター設備整備事業</u> <u>救急医療対策事業実施要綱</u>に基づき、<u>高度救命救急センター</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が高度救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。</p> <p>エ～ク （略）</p> <p>(2)～(11) （略）</p> <p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>各2部</u></p> <p>ア～オ （略）</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制設備整備事業」とは、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知）に定める医療設備の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>救命救急センター設備整備事業</u> <u>救急医療対策事業実施要綱</u>に基づき、<u>救命救急センターを運営する病院</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。</p> <p>ウ <u>高度救命救急センター設備整備事業</u> <u>救急医療対策事業実施要綱</u>に基づき、<u>高度救命救急センターを運営する病院</u>の開設者（地方公共団体等を除く。）が高度救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。</p> <p>エ～ク （略）</p> <p>ケ <u>医療施設非常用通信設備整備事業</u> <u>災害医療対策事業等実施要綱</u>に基づき、<u>災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療機関の開設者</u>（地方公共団体等を除く。）が災害時における通信手段の確保を図るために必要な設備整備を行う事業をいう。</p> <p>(2)～(11) （略）</p> <p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 <u>各1部</u></p> <p>ア～オ （略）</p>

(2) (略) 第6 変更の承認申請 提出書類 <u>各2部</u> ア～オ (略) 第7 実績報告 (1) 提出書類 <u>各2部</u> ア～キ (略) (2) (略)	(2) (略) 第6 変更の承認申請 提出書類 <u>各1部</u> ア～オ (略) 第7 実績報告 (1) 提出書類 <u>各1部</u> ア～キ (略) (2) (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表に次のように加える。

医療施設非常用通信設備整備事業	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	1か所当たり 741千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1か所につき 33千円
-----------------	---------------------------------	-----------------	--	----------------

様式第3号（作成要領）を次のように改める。

（作成要領）

- 1 「配分調整分類」欄は記入しないこと。
- 2 「事業の区分」欄には、要綱第2定義ア～ケの事業名を記入すること。
- 3 (C)欄には、病院群輪番制病院設備整備事業の場合のみ記入することとする。この場合において、(B)欄中「実支出予定額」とあるのは、「医療機器の購入費の実支出予定額」と読み替えるものとする。
- 4 (D)欄には、(A)欄と(B)欄を比較して少ない方の額を記入（病院群輪番制病院設備整備事業の場合は、(A)欄と(B)欄と(C)欄を比較して最も少ない額を記入）すること。
- 5 (F)欄には、(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 6 (G)欄には、別表に掲げる補助率をそれぞれ記入すること。
- 7 (H)欄の算定に当たって、病院、事業の区分ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 8 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。